

平成26年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成26年9月8日（月）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、今年度2回目となります審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。どうかよろしく願います。

以下、着席して進めさせていただきます。

前回、7月に開催いたしました審議会では、事務局から、札幌市の犯罪情勢、市民アンケートの結果、犯罪被害者への支援状況などについて説明した後に基本計画の見直しについて審議を行い、各委員の皆様から、さまざまなご意見をいただいたところであります。本日は、前回の審議会でご覧いただいたご意見を振り返った後に事務局からお示しいたします基本計画見直し案について説明させていただき、ご審議をいただく予定となっております。

審議に入ります前に、まずは事務局から留意事項の説明をさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 皆様、お疲れさまでございます。

地域振興部区政課長の押見でございます。前回に引き続きまして、どうぞよろしく願います。

以下、着席してご説明をさせていただきます。

それでは、最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料は、上から順に、次第、資料1は第1回審議会でお示された意見の要旨と見直し案作成上の論点、資料2は基本計画見直し案骨格、資料3は現状と評価及び見直しの方向性、資料4は各基本計画における基本施策の概要と主な取組、資料5は基本計画見直し案となっております。

皆さん、お手元にありますでしょうか。もしなければ挙手をいただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、各委員の皆様には、先週、事前に郵送で本日の資料をお送りしてございましたけれども、この間、資料の内容に修正点がございますので、それにつきまして私から口頭でご説明を申し上げます。

まず、資料2と資料3を通して言えることとさせていただきますけれども、申しわけございませんが、誤植等が一部ございました。その部分を個別に申し上げますけれども、修正をさせていただきます。また、字句整理として、もう少しわかる表現にする修正も若干入っております。こちらにつきましても個別にご説明を申し上げますけれども、そういう趣旨での修正がなされている箇所が何カ所あります。

それから、資料5の分厚い素案の冊子の36ページをごらんいただけますでしょうか。

第4章の基本方針2の基本施策4の女性の犯罪被害防止の取組の推進をごらんいただけ

ますでしょうか。その主な取り組みの中で、防犯力を高める相談体制の整備という項目がございますけれども、これにつきましては、基本施策6の犯罪被害者等の支援の取り組みに位置づけられるということで削ってございます。そのかわり、女性の犯罪対策への支援の推進を入れ込んでいるということをご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、同じ36ページの第4章の基本方針2の基本施策5の高齢者等が安心して暮らせる取り組みの推進の主な取り組みの①で、高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進の後段の書き振りを変更してございます。

理由といたしましては、「町内会等の地域団体に未加入のひとり暮らし高齢者に対する見守りに力を入れるとともに」と前回お送りした資料では表記しておりましたが、高齢者に対する見守りににつきましては、町内会の加入、未加入を問わず行っている実態があるということでございますので、修正させていただいております。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと思います。

第4章の基本方針2の基本施策6の犯罪被害者等への支援の主な取り組みの②の総合的対応窓口の設置でございます。この窓口は既に設置をされておりますので、「総合的対応窓口での対応」と変えてございます。

前回お送りした資料からの変更点につきましては、以上となります。

ここで、お願いでございます。

審議は前回と同じく公開となっております。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合は、お手元のハンドマイクを必ずお使いいただきますよう、よろしく願いいたします。

さらに、室内の温度設定につきまして、温度調整をご希望される場合は、会議中でも結構でございますので、私ども事務局の職員にお申し出をいただければと思っております。

それでは、本日の審議会を始めさせていただきたいと思います。

最初に、山崎委員から欠席のご連絡は来てございませんが、定刻ですので、このまま始めていただければと思います。

私からの説明は、以上になります。

○事務局（浅野地域振興部長） ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご質問やご意見等はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、以降の進行を千葉会長にお願いしたいと存じます。千葉会長、どうかよろしく願いいたします。

2. 議 事

○千葉会長 それでは、これ以降は、私が次第に従いまして会の進行を務めさせていただきます。

まず、次第1の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて

を扱います。

これに関しましては、前回意見の確認について、事務局から説明していただきたいと思
います。よろしくお願いします。

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、前回のおさらいでございます。

前回の審議会で各委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴いたしました。ありがとうご
ざいました。

いただきましたご意見をまとめたものがお手元の資料1になります。

左側から、委員の皆様から頂戴いたしました意見、論点、見直しの方向性ということで
表をつくってございます。

時間の関係上、何点かをかいつまんでご説明いたします。

まず、計画全体についてのご意見でございます。

現在の成果指標は、実際に施策を行って、ここが改善したという具体的な効果が見えな
いという意味で難しい、成果指標が達成できないのは、マスコミや報道の影響により、実
際の取り組みが市民の安心につながっていないからではないかといったご意見をいただい
ておりました。

指標の設定に当たっては、活動内容が多岐にわたる地域防犯の取り組みを一指標のみで
測定することは困難なことから成果指標を複数設定するとともに、基本方針ごとに達成目
標を設定し、二つの観点から成果を図ってまいりたいと考えております。

施策のあり方として、施策には具体的な目標指標を入れるべき、施策にメリハリをつけ
ることはよいと考えるといったご意見もいただいております。そこで、特に重要な取り組
みを重点施策として設定し、重点施策として設定した施策には、達成目標を設定してまい
りたいと考えております。

続きまして、計画期間について、2年か、できるなら1年ごとに見直すこととし、きめ
細かく施策を見直せるようにすべきといったご意見をいただきました一方で、計画期間は
4年程度でよいとのご意見も頂戴いたしました。

これに対しまして、行政におきます基本計画として一定の方向のもと、中期的な取り組
みを進めていくべきと考えてございまして、5年の経過期間を設定してまいりたいと考
えております。しかしながら、毎年、この審議会におきまして取り組み状況を報告し、評価
をいただいておりますので、犯罪情勢に大きな変化がございました場合には、見直しにつ
いてもお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、基本方針1に関するご意見です。

まず、広報、啓発のあり方について、市の広報、啓発は弱い、凶悪事件報道により不安
が高まるというが、事件の解決事案を公表するなど、マスコミを利用してはどうかとい
ったご提案をいただきました。市としても、広報、啓発の強化について改めて認識したと
ころでございまして、重点施策として設定することとし、さまざまな手段を用いて広報、啓
発を行うよう、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、報道機関への働きかけでございますが、現在も、事件が解決した際には報道機関に公表や情報提供を行ってございまして、これを継続して行っていきたいと考えているところでございます。なお、報道するかしないのかは、最終的には報道機関側の裁量ですので、我々行政としても強制することはできないのかなと考えております。

次に、子どもの防犯力の育成は重要である、子どもの予防教育プログラムにおけるNPOのノウハウを活用してほしいとのご意見を頂戴いたしました。

これに対しましては、計画には三つの基本方針全てに子どもなどの安全・安心を守る基本施策を掲げてございます。また、防犯力や危機回避能力を習得する機会の創出について、主な取り組みにも記載しておりますが、子どもの予防教育プログラムにおけるNPOなどの関係団体と連携した防犯教室や防犯訓練の実施なども想定してございますことから、これまでの施策における位置づけを維持していければと考えております。

続きまして、基本方針2に関するご意見でございます。

事業者の社会貢献の意識が低いので、事業者は何を行ったらよいかわからない、事業者に対して意識づけをすることが重要であるというご意見をいただいております。これにつきましては、具体的な取り組みについてのご提案を考えてございまして、施策に関連する事業として、地域安全サポーターズの取り組みを深め、地域とのつながりをつくるなどを進めるとともに、これらの活動をPRするなどして意欲ある事業者の参考となる取り組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

知人、交際相手、親とのトラブル、DV、虐待、いじめ問題も施策に入れることを検討してはどうか、また、子どもの犯罪、暴力被害に対応する施策を強化してほしいといったご意見も頂戴いたしました。

DV、児童虐待等につきましては、本市の関係計画のさっぽろ子ども未来プラン、あるいは、子どもの権利に関する推進計画、男女共同参画さっぽろプラン、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画などにおいて対策を講じております。しかし、犯罪被害者等支援は計画の柱の一つでございますことから、児童虐待への対応を計画の基本施策の中に位置づけ、基本方針2に加えることとしています。

最後に、基本方針3に関するご意見でございます。

公園の安全対策、街路灯、駐車場の整備について、ストレンジャーからの犯罪被害にはハード面の整備が必要、経験上、犯罪者は音と光に弱いとされている、市の役割は、ソフト事業よりハード整備であり、街路灯の整備は重要であるといったご意見をいただいております。

これに対しまして、公園整備は、平成18年に市街地に設置する公園における植栽設計指針、あるいは、平成19年に身近な公園における樹木の取扱い指針を策定し、防犯の観点から、視覚や暗がりができないことなども含めまして、将来の成長を見越した植栽間隔、密度の検討を行っております。

また、街路灯整備は、国土交通省の道路照明施設設置基準及び札幌市の街路灯の整備に

関する基本方針に基づき、必要箇所に街路灯を設置しておりまして、平成25年度末の市内の街路灯の数は15万7,103灯になっております。

さらに、駐車場整備は、周囲からの見通し確保や照明設備など、防犯の観点で配慮に努めております。駐車場新設には、警察の依頼で、盗難防止の二重鍵の周知看板を設置、数カ所の駐車場では、警察と連携して防犯対策を進めております。

以上でございます。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問があればしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（加藤主査） 事務局の地域防犯担当の加藤と言います。よろしくお願いたします。

ペーパーには出していないのですけれども、前回、危険ドラッグ、いわゆる脱法ハーブと出会い系サイトの関連の質問が出ましたので、この場で口頭にて回答させていただきたいと思っております。

まず、危険ドラッグ、脱法ハーブについてです。

危険ドラッグについて売買できる店はあるか、実際の摘発の事案はどうかというご質問がありました。これについて、札幌市の保健所に確認しましたところ、道内で脱法ハーブを取り扱っている店舗は6店舗と把握しておりまして、いずれも札幌市内にあります。

札幌市では、先ほど言いましたとおり、保健所、そして、北海道、北海道警察と連携しまして、危険ドラッグ販売店の監視等を行っております。また、道と合同で立入検査を実施しておりますが、これまでに摘発事例はありません。

続きまして、出会い系サイトについての質問です。

出会い系サイトの運営者への行政指導はしているのかというご質問ですが、出会い系サイトの登録及び運営者への行政指導及び処分は、事務所の所在地を管轄する公安委員会の所管業務となっております。つまり、警察に届け出をしていただき、公安委員会から認可を受けるという手続となっております。札幌市内における出会い系サイトの事業者の登録を数件確認しておりますが、これまでに行政指導等を行われた事例はありませんでした。

簡単ではございますけれども、以前に出された質問について、この場でご回答させていただきました。

○千葉会長 ありがとうございます。

ただいま、補足説明があったわけですが、その点についても質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、質問がないようであれば、次に（2）の基本計画見直し案につきまして、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局（押見区政課長） 引き続き、私からご説明をさせていただきます。

お手元の資料2、資料3、資料4を通して説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2をごらんください。

こちらの資料は、見直し案の計画体系について示した資料です。文字が小さく、大変見にくくて申しわけございませんが、計画の全体像について俯瞰してごらんいただくためにご用意させていただきました。こちらで、計画の構造について、各委員の皆様イメージをつかんでいただければと思っております。

これまでの計画の枠組みについては維持するとの方針を既にいただいておりますので、これまでと同様に、全部で5章の構成にさせていただきます。

左から、第1章は計画の策定に当たって、第2章は現状とこれまでの振り返り、第3章は計画の構成、第4章は基本方針及び基本施策、第5章は計画の推進という内容です。

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。

見直し案本編では、第2章において、これまでの振り返りとして、犯罪情勢、市民意識及び地域防犯の状況、社会情勢の3点について分析を行っております。こちらをまとめたものが資料3でございまして、左側の現状を踏まえて、これまでの市の取り組み等について計画全般及び基本方針ごとに評価を行っております。それをまとめたのが資料の中段の評価と課題でございます。この現状並びに評価と課題を踏まえまして、見直しの方向性を右側に記載しております。

この資料についてご説明をさせていただきます。

まず、1の現状をごらんいただきたいと思います。

犯罪情勢について、ここ数年の主な傾向を見ますと、市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成25年には2万件を下回っているということ、女性を狙った性犯罪が増加傾向で重大事件も発生していること、さらには、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害が相次ぎ、特に高齢者の被害が目立っていること、全国的に虐待による子どもの重大事件が発生していることなどが挙げられます。

続きまして、下の市民アンケートと地域防犯団体アンケートの結果の2の市民意識についてでございます。

主なものとして、半数近くの市民は防犯に関する情報が不足していると実感していること、不審者事案により、多くの市民が子どもの犯罪被害に不安を感じていること、多くの市民は公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じていること、多くの市民は犯罪の防止に配慮した環境整備を求める意見を持っていること、市民の地域防犯活動への参加が減少していること、地域防犯活動を行う市民が高齢化し、活動が一部の人に限定していることなどが挙げられます。

さらに、その下の社会情勢についてです。

国において、「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定されていること、急速な高齢社会の進展により高齢者の犯罪被害増加、集中の懸念があること、全国的な不適正管理空き家の問題が顕在化してきていること、札幌市における暴排条例が制定されたことなどが挙

げられます。

これらの1と2と3を踏まえまして、評価と課題では、これまでの取り組み結果の評価について記載してございます。

真ん中の欄をごらんいただきたいと思います。

この評価と課題についてと、その右側の見直し案の方向性とは一連の流れで説明したほうがわかりよいかと思っておりますので、上から、計画全般、基本方針1と2と3の順にご説明したいと思います。

まず、計画全般につきましては、犯罪の認知件数も減少していること、条例の目標にも記載しており、不変的なものであることなどから、これまでの基本目標を維持することとしております。したがって、基本目標は、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現とさせていただきます。

続きまして、基本方針につきましては、現在の方針を変えず、基本方針1は、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める、基本方針2は、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる、基本方針3は、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるとの三つの方針を維持しております。

重点施策につきましては、効果的に市民意識や犯罪情勢などから判明した課題を解決し、安全で安心なまちづくりをより一層推進していくため、基本施策のうち重点的に取り組むべき施策を重点施策と位置づけ、取り組みを推進していくこととしています。

重点施策は、右欄の基本施策に記載しております。また、重点施策として設定した施策には、その施策における取り組みの一つに達成目標を設定することとし、十分に検証を行えるようにしております。

成果指標につきましては、成果指標として不確定要素が少なく、取り組み結果を市民意識にできる限り反映できる指標を採用する必要があるため、新たに設定し直すこととしています。見直し案での成果指標は、地域防犯の取り組みを単一の指標で測定することは難しいことから、二つの観点の指標を用意してございます。

1点目は、犯罪に遭わないよう防犯の意識を持って暮らしている市民の割合です。これは、安全で安心なまちづくりにおいて、市民一人一人が防犯意識を持って防犯対策を行うことが重要なことから、市民みずからが自主防犯の必要性があることを認識するため、市民の防犯意識を高めることに努めることとしています。

2点目は、地域で行われる防犯活動について認知している市民の割合です。これは、市民意識調査の結果では、地域で協力して行う防犯活動の認知について、半数近くの市民から知らないとの回答結果が出ていることなどから、市の情報発信や広報、啓発が市民に十分行き届いていないことが課題として浮かび上がっているため、加えて、地域での防犯活動への参加を促進するため、成果指標として設定し、市民への情報提供、情報共有に努めることとしています。

基本方針1につきましては、評価と課題として、防犯に役立つ情報が市民に行き渡る取

り組みにより、力を一層入れる必要があること、子どもに犯罪から身を守るための知識や危険回避能力を習得させる必要があること、性犯罪を防止するため性犯罪防止の広報、啓発活動を行う必要があること、情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報啓発を強化する必要があること、犯罪弱者に対してはそれぞれに対応した広報、啓発方法を行う必要があることなどが挙げられます。

これらを踏まえ、基本方針1では、基本施策1の防犯意識を高める広報、啓発を重点施策として設定することとしています。また、これに対する達成目標として、防犯講習の参加人数を設定することとしております。さらに、これまで「子ども等」として子ども、女性、高齢者等を一くりにしていたところ、新たに女性と高齢者等をそれぞれ基本施策として位置づけ、取り組みを進めることとしております。

基本方針2につきましては、評価と課題として、防犯活動への参加方法などの周知を強化していくことが必要であること、現役世代の防犯活動への参加促進や防犯リーダー育成を支援していくことが必要であること、子どもの登下校時など、地域と学校等が連携して見守り活動を行う必要があること、犯罪被害者支援の観点から児童虐待問題に対応する必要があること、高齢者を犯罪から守るため、地域が一体で見守り活動を進める必要があること、未実施の検証制度について制度創設へ向けて検討する必要があることなどが挙げられます。

これらを踏まえまして、基本方針2では、基本施策1の地域における防犯活動の促進を重点施策として設定することとしています。また、これに対する達成目標として、地域安全サポーターズの登録件数を設定することとしています。基本方針2においても、基本方針1と同様、新たに女性と高齢者等にかかわる取り組みをそれぞれ基本施策と位置づけ、取り組みを進めることとしております。

次に、基本方針3につきましては、評価と課題としまして、今後も引き続き犯罪を起こさせない環境づくりを進める必要があること、不適正管理空き家問題に対して防犯の観点からの対策を進める必要があること、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の制定を踏まえ、暴力団排除により一層力を入れて取り組む必要があることなどが挙げられます。

これらを踏まえまして、基本方針3では、基本施策3の子ども等の安全に配慮した環境整備を重点施策として設定することとしております。また、これに対する達成目標として、子ども見守りの家の登録件数を設定することとしております。そして、暴力団の排除につきましては、基本施策として位置づけることとしたいと考えているところです。不適正管理空き家問題への対応につきましては、基本施策2の中に位置づけることとし、具体的な取り組みとして例示することとしてございます。

最後に、資料4をごらんください。

資料4は、各基本方針における基本施策の概要について記載しております。

説明時間も長くなってまいりましたので、要点のみを簡潔にご説明をさせていただきます。

基本方針1につきましては、基本施策4に女性の防犯力向上を、基本施策5に高齢者の防犯力向上を追記しております。これは、女性と高齢者にターゲットを絞って効果的な広報、啓発を行っていかうとするもので、さまざまな啓発などを行っていくことを考えているところです。

また、基本方針2につきましても、女性の犯罪被害防止の取り組みの推進、高齢者等が安心して安全に暮らせる取り組みの推進を行っていくこととしております。

基本方針3につきましては、暴力団排除の取り組みを行っていくことなどとしております。

それから、見直しの点の補足でございます。

今回の基本計画の見直しでは、これまでの計画で「具体的施策」という表記にしていたところを「主な取り組み」と変更しております。

これまでの計画では、基本施策と具体的施策との構成でございましたけれども、具体的施策は、実質的に防犯に関する個別の事業、取り組みについて列挙しているものであったことから、見直し案では主な取り組みと表記することとしてございます。ただし、これによりまして、計画内での位置づけが変わったということは特にございません。また、全ての取り組みを記載することは分量の関係から難しいため、主な取り組みということで列挙する形に改めております。

以上です。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました基本計画の見直し案につきまして、これから皆さん方の意見を伺いたいと思います。皆さん方は事前に資料を恐らく読んでいただいたものと思いますけれども、それに基づいて自分なりの意見をこの場に出していただければと思います。特に制限を設けませんので、自由に発言をしていただければと思います。

それでは、どうぞ。

○仲委員 資料5についてです。

大変わかりやすく、アンケートの結果や犯罪件数など、この間ご説明をいただいたことが載っているなと思いました。例えば11ページのところです。札幌は犯罪のない安全で安心なまちであるかというところ、「そう思わない」という人が20%ぐらいいるということです。そういう人たちがいるのはわかるのですが、こういう人たちがどういう人か、クロス集計をしたり相関をとればわかるところもあるのではないかと思います。ですから、もう一工夫があると対策もより立てやすいと思いました。この安全でないと思っている人たちの特性がわかればと思います。

同じように、13ページを見ますと、子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を抱いている人たちということで、下にブルーが入っているクロス表がありますね。ここを見ると、18歳未満の同居家族がいる人の数値が高いことがわかり、子どもがいる人たちは子どもが犯罪に巻き込まれることに対して心配を持っているのだなとわかるわけです。

ですから、11ページのような安全でないと思っている人たちはどういう人たちなのかです。

それから、15ページの地域防犯活動の認知及び参加状のところでは、防犯活動に積極的に参加している人たちの割合が23%から22.7%であり、これが統計的によいかどうかはわからないのですが、少し減少傾向にあるのであれば、参加しない人たちがどんな人たちなのかを見てみるといいのかなと思いました。

この参加していない人は、もしかしたら札幌市は安全だと思っている人たちで、不安感が余りなくてやっていないだけかもしれないですし、子どもが小さくてできないなどの別の理由があるかもしれないし、何が問題になっているかがもう一つ踏み込むとわかるかなと思いました。

○千葉会長 ありがとうございます。

今、仲委員から、資料5を見ながら、クロスをして特性を明らかにすることが非常に大事ではないかという意見を出していただきましたが、それについて何かございましたらお願いします。

○事務局（押見区政課長） 今、仲委員からご指摘をいただきましたけれども、11ページの中段からちょっと上くらいにアンケート調査をやるときのフェースと言われるデータが載ってございます。ここでは、そういう調査対象としてやってございますけれども、あなたは何歳ですかという年代を記す解答欄を設けてございますので、今、委員からご指摘をいただいたようなクロス集計は、お金が多少かかりますけれども、可能かと思っておりますので、次回実施するときには、皆様方にもご相談をさせていただきつつ進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○仲委員 そうすると、ほかの項目との相関もわかりやすいと思っております。

○木村委員 木村です。

方向性として、女性や高齢者が新たな設置になっており、さらにわかりやすくなりましたので、いいなと思っております。また、子どもに関しても、より重点的に継続していくということでした。子どもの暴力防止にかかわっている立場から、見直しの方向性の中で、前回、私が出した意見ですけれども、子どもの予防教育プログラムにおけるNPOなどの関係団体と連携した防犯教室、防犯訓練の実施も想定しているということで変更なしとなっておりますね。

資料5の31ページの子どもの防犯力の育成の主な取り組みの①に、幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施とあり、北海道警察などの関連機関に含まれているということかと思うのですが、そのほかどこを見てもNPOとの連携が読み取れないです。私は、自分がやっているのと言いつらいのですが、CAPというのは、不審者対策でもあり、性暴力予防でもあり、虐待予防もあり、いじめ予防もあり、ここに盛り込まれている全てのことに対応している全国的にも評価されているプログラムなので、ぜひ札幌市に活用していただけたらなと願ひます。

私以外の何人もの委員からもそういう意見がありましたし、そうだと思いますので、例えば①のところに北海道警察やNPOなどとして、下の補足のところにCAPプログラムなどがあると書いていただくことなどをさらに提案します。

○千葉会長 今、特に資料5の関係で話が出てきました。

例えば、31ページで言いますと、道警などの関係機関との連携ということは出てくるけれども、それだけではなく、NPOの存在も非常に大事だから、その連携という意味で、NPOもここに加えるべきだろうという意見が出てまいりました。

その点について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（押見区政課長） その辺は、委員の皆さんでもうちょっと議論を深めていただければなと思っているところでございます。

○千葉会長 今、事務局からは、議論をもっと深めてほしいという要望が出てまいりましたけれども、仲委員、何か発言したいようですね。

○仲委員 CAPなど、安定した活動を行っておられるNPOの方たちにはぜひプログラムに入っていただくようなことがあるといいと思います。きっと予算などが問題になってくると思うのですけれども、こういう施策をされるわけですから、予算を確保していただければと思います。そうすると、どこにとか、いろいろな問題もあると思うのですけれども、ワーキンググループみたいなものをつくって順位をつけたり、予算をどういうふうにするかという検討をなさったりするといいいのかなと思いました。

○千葉会長 藤本委員からも何か発言がありそうですね。

○藤本委員 今の31ページの件は、非常にいいことだなと思っております。今まで、幼児や小学生に対する防犯関係の活動はほとんどなされていないのが現状です。やはり、中学生になってから自転車盗などいろいろな問題について学校でも取り上げるというようなことが多いのです。しかし、幼児に対しては、今までは手をほとんど触れていなかったのが現状ではないかと思います。

そんなことで、ここについては歓迎すべき項目だと私は思っておりますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

藤本委員も積極的に賛成するという意味で意見をいただいたかと言えるかと思います。

ほかの皆さん方はいかがでしょうか。

今の点について、それはおかしいのではないかという意見も含めて出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○仲委員 やらないほうがいいのではないかという議論がもし市であるとしたら、どうところが懸念材料になるのかを教えていただけるといいなと思います。

○事務局（押見区政課長） 我々で考えているのは、実際にこの施策を行っていくとすれば、多分、教育委員会と子ども未来局がメインになるかと思います。

そういう意味では、今、一定の議論を皆さん方にいただきまして、採用すべきといった

ご意見が多いように思いましたので、これから庁内に持ち帰って、具体的にどういう表現がふさわしいのかを考えたいと思います。

結局、できない施策を書いてしまうと困りますので、今後、関係部局と検討させていただいた上で、書き込みの内容については検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○千葉会長 今のような考え方について、仲委員はよろしいでしょうか。

私の後ろから声が聞こえてきますけれども、できるだけ気になさらないで発言、あるいは、審議を進めていきたいと思います。

○仲委員 もしも、たくさんあり過ぎて選ぶのが難しいとか、NPO同士で趣旨が違って、どれを選ぶのかで大変である、あるいは、お金や時間的な問題など、そういう具体的な問題があれば解決していかななくてはいけないと思います。ですから、そういうご懸念が既に経験としてあるのであれば教えていただければなと思います。

○事務局（押見区政課長） おっしゃるとおりで、具体的にどうするのかとなったときに、契約という問題が出てきます。そうすると、参加機会を幅広くとらなければなりませんので、最初から特定のものを行政としてはなかなか書きづらい部分になります。また、予算措置が必ずとれるのかどうかです。それは、私ども市民まちづくり局ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会や子ども未来局となりますので、そういったところと相談することになります。

ただ、この基本計画では主な施策を書いているのです。事業というのは、この事業をやりますとなりますけれども、施策と言うと事業よりももう少し上位の目的があり、幅広い考え方で書くこととなります。具体の事業まで明らかにするような形にしてしまいますと、予算や契約上の制約を受けることもあります。そういう意味では、この計画の中では解釈しやすい形で書いていくのが基本的な考え方になるのかなと考えているところでございます。

○木村委員 今の説明を聞いてさらに納得しました。

例えば、虐待防止法にしろ、いじめ防止対策推進法にしろ、民間団体という言葉が条例の中に入っているのです。ですから、NPOというよりは、むしろ民間団体という言葉で広く捉えることがこの中に書かれるのが望ましいと思いました。

○事務局（押見区政課長） すばらしい意見をありがとうございます。

○千葉会長 このあたりについては、NPOとは銘打たないで、むしろ民間団体という表現でやれば一般的になるのではないかということですね。

今の点は、このぐらいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、ほかにご意見がありましたら出していただければと思います。

○仲委員 資料3の基本方針のところです。

女性、子ども、高齢者を入れていこうという観点から見直しがあって、新規の内容も入

ってきて、すばらしいなと思いました。

基本方針1を見ると、子ども、女性、高齢者とあって、基本方針2も、子ども、女性、高齢者とあるので、基本3も、子ども、女性、高齢者としたらどうかなと思いました。

子どもというのは、環境整備、子どもの見守りの家の登録件数を上げるということでもわかりやすいのですが、女性や高齢者は何もないかなというと、例えば女性トイレ等の整備や、高齢者になって小さい文字がだんだん見えなくなってくることで犯罪に対して表示を拡大したり明るくするなど、そういう女性や高齢者に配慮した環境整備も可能なのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○千葉会長 今回の仲委員の意見について、事務局から何かございますか。特に基本方針の関係で言うと、1と2のあたりでは女性、子ども、高齢者などが出ていますが、基本方針3ではそれが出てこなくなっているということで、その点はどうなのだろうかという話が出てきました。

○事務局（久富地域防犯係長） 地域防犯担当係長をしております久富でございます。お世話になっております。

今、仲委員からご指摘をいただきましたように、基本方針3も、基本方針1と2と同様に子ども、女性、高齢者それぞれの対策を基本施策として入れてはどうかというご意見でした。当初は、事務局としても検討させていただいたところです。ただし、何分、高齢者や女性の防犯の観点での環境整備に特化したものがそれぞれにというのはなかなか難しいところでした。女性であればトイレの関係もございますが、子どもと女性と同じような形での対応が可能かということです。

例えば、地下鉄でいいますと、子どもと女性の専用車両がありますが、女性専用、子ども専用という形ではなくて、子どもも女性も一緒に専用車両に乗っていただくという形で実運用している実態があります。ですから、女性、子ども、高齢者それぞれについて施策にするまでの中身がなかなかなかったのが実態です。

そこで、この基本施策3につきましては、「子ども等」という従前どおりの書きぶりにはなっているのですが、いわゆる犯罪弱者の方々に配慮した環境整備を行おうということです。通学路の関係ではお子さんが代表格になるのですが、そこも含める形で施策を維持させていただいております。

○松井委員 今回の基本方針3に達成目標とありますが、子ども見守りの家の登録件数についてはどのように把握するのでしょうか。

例えば、地域では、育成委員がやっている110番の家がありますし、それぞれの学校のPTAでも110番の家みたいなものを行ってしまっていて、それらをどう把握していくか、教えていただきたいと思います。

○事務局（久富地域防犯係長） 引き続き、久富がお答えさせていただきます。

子ども見守りの家は、一般的には子ども110番の家というほうがよく知られているかもしれませんが、この取り組みにつきましては、10年以上前から、小学校単位や町内会

単位で行われております。ただし、市役所や区役所など、行政の観点では余りかかわりがなかったところでして、今回、こういう形で重点施策の取り組みとして入れていただいた中には、こういった見守りの家に対して市や区として支援をしていこうと考えております。

その中で、新規に立ち上げることになろうかと思うのですが、ほとんどの地区で既に実施しております。それらの状況を確認しながら、110番の家のプレートをお配りしたり、のぼりをお渡ししたり、町内会や学校にも協力をいただいて把握していきたいと思っております。

ただ、今の時点では具体的な取り組みとして深めているということではございませんので、非常にざっくりとした形でのイメージではありますが、既存の取り組みを潰すような形にはならないよう、うまく支援できるような取り組みにしたいと考えております。

○松井委員 ぜひよろしく申し上げます。

今回の基本方針の見直しについては、僕は非常に良好だと思っています。そして、今の子ども見守りの家、いわゆる110番の家に関しては、実は屯田地域でコミュニティネットワーク会議、Cネットでは、子どもがここは110番の家だと一目瞭然にわかるように統一したいと考えて、PTAなどのいろいろな団体にお諮りをしたことがございます。

そのときに、これはPTAでやっている、これは育成でやっているということで話がまとまらなかった経緯があったのです。しかし、子どもの目線で見たとときに、誰がパトロール隊なのか、どこが110番の家なのか、黄色い札だから110番の家だとわかるようにできれば非常にいいと思っています。大人目線ではなくて、子ども目線で見てすぐわかるような方法がとればいいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木委員 佐々木と言ひます。

今、子ども110番の家の話があったのですけれども、実は、きょうの午前中に桑園小学校の5年生と一緒に地域の安全確認のパトロールに参加してまいりました。そのときに子ども110番の家を何カ所か訪問してきました。私はそこをいつも歩いていて余り気づかなかったのですけれども、子どもたちのほうがよくわかっていて、全部を案内してもらひ、そこにおられた方にいろいろと話を聞きました。昼間はほとんど家におられる方ですから高齢者の方が多かったのですけれども、非常に関心を持って、何かあったらすぐに来なさいと子どもたちに声かけをしてもらひまして、意識をすごく持っているなという感じがしました。

そして、話は別なほうに飛ぶのですけれども、先ほどの資料3の中に地域防犯活動に参加している市民の高齢化とありました。これは捉え方というか、考え方で大いにいいことではないかと思ひます。これからの時代は高齢者がふえますので、大いに活動してもらって、元気になってもらひ、それが結果的には医療費の削減にもつながるのではないかと思ひますので、高齢者ボランティアをいろいろな活動に参加してもらったほうがいいのではないかと考えております。

○千葉会長 ありがとうございます。

今、佐々木委員から経験からも言えることだということかもしれませんが、それにかかわる人は高齢化のほうがむしろいいのではないかという発言をいただきました。高齢者も体をどんどん動かして、いろいろなことに関心を持ってやっていくことが大事だということをお願いですね。

藤本委員、どう思いますか。

○藤本委員 どこを見ても老人ばかりな時代ですので、非常にいいことだと思います。

また、人口の比率からいきますと、男性よりも女性の人口が非常に多くなってきているということもありまして、ここにあります女性や老人の防犯力の向上というのは非常にいいかと思います。

特に、最近では、老人の窃盗が非常に多くなってきている傾向にあります。それは、物が欲しくて窃盗するわけではなくて、寂しさなどのいろいろな要素で困って窃盗する方はほとんどいないような状況です。ですから、高齢者ボランティアを通してお互いに意思疎通したり、お話し合いをしたりすることは非常にいいことだと思います。また、防犯にかかわることになれば、自分も社会に役立っているのだなという生きがいも出てくるのではないかと思いますので、老人を活用されるのが非常にいいかと思います。

ただ、余り行き過ぎると、老人の方は頑張り過ぎますので、市としてもいろいろとご指導していただき、適度な関係を持って社会を明るくする運動に参加していただきたいと思っております。

○野口副会長 私からは、第4章の基本方針2の基本施策4の女性の犯罪被害防止の取り組みの推進という新たに設けられた項目についてです。

第4章の基本方針2、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくるの基本施策4の女性の犯罪被害防止の取り組みの中の主な取り組みですが、①として、女性の視点による犯罪防止策の推進とありますが、この女性の視点による犯罪防止策とはどういったことをイメージすればよろしいのでしょうか。

ちょっと読んだだけではわからなかったので、ご説明をいただければと思いました。

○事務局（久富地域防犯係長） 地域防犯担当係長の久富でございます。

副会長からは、女性の視点による犯罪防止策の推進という取り組みのイメージがつかみにくいというご質問ですが、女性の意見を広く取り入れた対策を行政としてとりたいと考えております。具体的に言いますと、女性の検討会議のようなものの開催です。女性としては、犯罪防止のためにどういうことが必要なのか、皆さんからご意見をいただいて、それを踏まえて、例えば女性向けの防犯のハンドブックをつくるなどの対策をしたいと考えております。そこで、どういうふうに投げかければ、働いている女性もそうですし、高校生、大学生、女子学生の皆さんにそういう意識を持ってもらえるかというアドバイスをいただくための会議を開催し、ご意見をいただきたいと考えております。

一つの会議を1回開催して終わりではなく、ある程度、定期的を開催していきたいと考えております。

○野口副会長 わかりました。ありがとうございました。

もう一点は、先ほどのご質問にまた戻るかもしれませんが、基本方針1の基本施策3の子どもの防犯力の育成についてです。

主な取り組みの中に、幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施、②として生徒及び学生向け防犯教室の開催という項目がございます。先ほども藤本委員からお話がありましたけれども、現実問題として、最近のいろいろな犯罪被害に小学生以下の児童がかかわることが多いようでございますけれども、これから重点的に取り組んでいくという解釈でよろしいですか。

○事務局（押見区政課長） これまでも、教育委員会では学校単位で防犯教室を開きましようということで、各警察署に講師等をお願いをしてやってきました。ただ、幼稚園などはどうするのかというお話もございますので、学校のみならず、幼稚園なども対象に広げていければいいかと考えております。

下の②の生徒、学生についてです。

札幌市の場合は、中学校までの自転車通学を許されていませんので、そういう意味では高校生以上となります。自転車に乗る高校生や大学生が非常に多く、窃盗犯の中で自転車盗が一番のウエートを占めていることから、中学生、高校生、大学生、大人に自転車の管理を徹底してもらえれば、自転車盗が減って、窃盗の件数も落ちてくると言えようかということで、こういった取り組みを書いております。

○野口副会長 しつこいようで恐縮ですが、同じような取り組みの関係でございます。

私は、以前、警察官でございまして、少年課に勤務したこともございます。札幌市を初め、北広島市、石狩市等の中学生を主に対象とした非行防止教室や薬物乱用防止教室にも参加してまいりました。当時は、警察がそういう教育機関の中に入って行って、非行の現状や非行の要因、あるいは、転落の原因になりますよということを生の声で話されるものですから、極めて関心も強く、父兄の皆さん方からも非常に貴重な話を聞けたという反応がございました。

何を申し上げたいかということ、例えば、小学校での防犯教室や防犯訓練は、今お話のように、全ての学校で年間を通じて実施されることは恐らく難しいのかなと感じます。しかし、成長過程の子どもがそういう被害に遭わないためにどうしようかという体験的な学習の場があれば、ずっと将来にわたってそういった経験が生かされてくるのかなという気もしております。

こうした教育訓練に重点を置いて進められるように部内の協議をお願いしたいと思しますので、ぜひひとつ、よろしく願いいたします。

○千葉会長 今のところ、皆さん方の意見は、弱者と言われる子ども、女性、さらには高齢者のあたりの問題をめぐって議論がされ、意見を出していただきました。そこで、弱者以外で見直しの問題を感じているようなところがありましたら出していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。特にそのあたりでご意見はないでしょうか。

梅田委員、どうでしょうか。

○梅田委員 弱者以外に関する意見ではないのですけれども、先ほどの基本方針の重点施策の目標について確認したい項目があります。

資料3の基本方針1の達成目標で防犯講習の参加人数とありますね。この内容は、多分、幼児、児童、生徒学生向け、保護者向けに現状で既に実施している内容だと思いますが、今の実績はどれぐらいでしょうか。また、今後はどういった指標で対象者を拾っていくのでしょうか。

もう一点は、同じく基本方針2の地域安全サポーターズの登録件数についてです。当社もこちらに加盟しておりますが、こちらに登録されている団体は主に民間企業なのかなという気がするのですけれども、どういう方たちが登録されているかを聞きたいと思います。

○事務局（加藤主査） まず、出前講座の実施についてですが、昨年度の平成25年度は30回実施しております。本年度につきましては、既に23回と若干ふえております。対象としましては、最近では、町内会や学校、児童会館からも声をかけていただいております。高齢者が多い場合であれば振り込め詐欺対策、児童の場合であれば不審者対策、中学校であればインターネットの犯罪対策などについて講習会をさせていただいております。

出前講座につきましては、市の制度として既にあり、ここに記載してあるのは区政課で持っている犯罪被害に遭わないためというテーマで実施しております。これについては、先ほども言いましたけれども、子どもや町内会単位でもいいですし、おおむね10名以上のグループであればどなたでも受けられるものになっております。

続きまして、地域安全サポーターズの関係です。

地域安全サポーターズの登録事業所につきましては、きょう現在で306事業所になってございます。この中では、先ほど言いましたように、梅田委員にも入っていただいておりますし、松井委員のお店にも入っていただいております。

一番多いのは新聞販売所でございます。北海道新聞、朝日新聞、読売新聞の各事業所に入っていただいております。また、建設業や飲食店など、幅広く入っていただいております。防犯パトロールをしていただいたり、事業所を子ども110番の店にいただいたり、そういった活動をしていただいております。

○奥谷委員 資料4の基本施策の高齢者等の防犯力向上の丸ポツのところで「、警察、地域、関係団体等との連携を強化し、被害の多い高齢者に対して継続的な広報を実施」とありますね。こういう被害に遭う高齢者は孤立していたり、お子さんがいてもなかなか連絡していない、あるいは、ご夫婦で住んでいらしてもお1人が施設へ入ったり病院に入ってしまったらして、状況がなかなか見えないのです。

ここで一番問題なのは個人情報の壁で、知りたくても知りようがない状況が結構あります。これについては市としても痛しかゆしというところがあると思うのですけれども、民生委員や介護センター、地域包括支援センターの方たちと情報のある程度共有できるようにして、うまく連携できるようなシステムにしてほしいと思います。

もう一つは、資料4の第4章の基本施策2の市民みずから行う環境整備の促進の中で主な取り組みの③不適正管理空き家に関する相談体制の整備についてです。

道内でも道外でも、自治体単位でこれに対する条例を対応できるようにどんどんつくってきているのです。札幌市は日本平均より空き家率がやや高いですね。管轄するところがまた別の部署になると思うのですが、これは非常に危険な状態です。札幌も全国的にも、今は7軒から8軒に1軒が空き家です。しかし、あと15年から20年すると、4軒に1軒が空き家になると言われているのです。これはとても危険で、犯罪の温床になり得るのです。

もう一つは景観もありますし、子どもたちだとか、いろいろな人が入り込んで放火をするのです。その意識がなくても火遊びをして火事になることもあります。冬は、二、三年前に岩見沢市で問題になりましたように、大雪で空き家が非常に危険な状態になるのだけれども、どうしようもない、手の出しようがなくなっていたのです。その付近を子どもたちが通学で通りますが、見ても恐ろしいぐらい危険な状態でした。そういうことに対してどういうことができるのか。これを拝見しますと、相談体制の整備だけでは追いつかないのではないかと私は思ったのですけれども、ほかの部署との連携を何とか早く進めてほしいと思います。

○事務局（押見区政課長） 今、奥谷委員から2点いただいたかと思います。

ご高齢の孤立している方に対して、民生委員や地域包括支援センターなどと連携しながら取り組みを進めるべきということです。我々の庁内の検討メンバーの中にも保健福祉局の担当セクションが入っておりますので、そういったところと連携をして進めていきたいと考えております。

それから、空き家の関係でございます。

昨年度でしょうか、札幌市の各単位町内会の会長様を対象にそれぞれの町内会で危険な空き家はないかについて調査を一度実施しております。そういった経過も踏まえまして、ことしの4月に都市局に空き家対策の専門のセクションをつくって、現在、札幌市全体で検討を進めておりますし、国でも法制化の動きが出ております。

ですから、奥谷委員がおっしゃったとおり、他の市町村では、行政の代執行ということで、本来、家を解体すべき持ち主にかわって、行政がかわりにやるというような制度を持っているところがございますけれども、札幌市でも総合的な対策について今まさに取り組んでいる最中ですので、ご理解をいただければと思います。

○善養寺委員 前回お休みしたものですから、何となく遠慮しておりました。

犯罪被害者に対する政策については、私が最初に参加したときよりもかなり弾みが出てきたなという思いで、少し力強く思ってお聞きしていました。

私たちは17年も犯罪被害者に対する政策をやっているのですが、やっているうちに、ここに出てきているような防犯力の育成をやらなければいけないということで、専門学校に行って、DVや男女間のもめごとに対するお話などを専門学校生にパワーポイントを使

いながら聞かせておりました、これは効果が結構ありました。やはり、お友達の中でも当たり前のことだと思っていたらしいのですが、ビデオを見てもらったり説明をしたりする中で学生たちの間で意識が芽生えています。

それから、空き家対策です。

犯罪に遭われた方がそこにすぐ戻ることは物すごく難しいので、どこかが仕切って、空き家をすぐ提供できるようなシステムが早くできればいいなと思っています。

こういう基本的なものを土台にしながら、弾みがつくようなことを祈りながら、それを私たちも基礎にしながら、これからもやっていきたいと思いました。

○伊藤委員 伊藤です。

先ほど来出ていますが、子ども、高齢者、女性に関する施策に関しては、とても素晴らしいことであると私は思っておりますので、このまま進められることを希望します。

少し懸念していることがありまして、以前にも申し上げたのですが、こういった取り組みが全て整ったときに、札幌市民の方々にどれだけ浸透していくかという広報のあり方に関して、全体像がまだはっきりしていないところです。

個々の取り組みや施策に関して、広報、啓発に関しては方針がここに少し述べられていますけれども、例えば資料4にあります基本方針1の基本施策4の女性の防犯力向上の主な取り組みについてです。

女性に対する広報啓発の実施、防犯防止教育等の実施については、資料5の基本計画見直し素案の32ページにあります上の主な取り組み①と②を見てもみますと、①には、防犯ガイドブックを作成しとありますけれども、果たしてこの防犯ガイドブックが札幌市民の全ての女性に行き渡るような方向性にあるのかどうか今の時点で不安に思っていることの一つです。

また、犯罪防止教育においても、高校、大学等に出向いてとあります。札幌市の取り組みですから、札幌市立の高校と大学のみなのか、それとも、私立や道立もひっくるめて、全ての高校と大学を対象にこういった取り組みがなされていて、若年層の女性たちみんなを網羅していく方向にあるのかどうかを懸念しています。

○千葉会長 ありがとうございます。

広報の取り上げ方が足りないのではないかという意見が出ていましたけれども、その点についていかがでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 安全・安心の取り組みの広報啓発の部分をパッケージにして全体で見せることは今の段階ではなかなかできていないのですけれども、今後はパッケージした形で広報啓発をどうやっていくのかを見せられればいかとお話をお伺いして思いました。

防犯ガイドブックに関しては女性全てかというお話ですけれども、全ての女性全員にお配りするのは現実的には難しいと思っております。したがって、札幌市の場合は区役所の窓口、地区センター、区民センター等のコミュニティー施設、あるいは、まちづくり

センターの窓口に配架物を置いております。しかし、そういうところにまで出かけることがなかなか難しい方もいらっしゃると思いますので、ガイドブックをホームページの中に格納して自由に閲覧ができる環境を整備していきたいと考えております。

2点目の高校と大学について、札幌市の取り組みだから札幌市立のみでしょうかというお話がございましたけれども、これは私立も含めて進めていかなければならないと考えております。

○千葉会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、事務局にお尋ねします。

これまで委員からいろいろな意見が出てきたわけですが、この点についてはどうだろうかということが事務局から何かございますか。

○事務局(押見区政課長) きょう、委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、後日、庁内の検討組織でまた検討させていただきたいと考えてございます。また、いただいたものをどういう形に変えていくかにつきましては、次回の審議会で皆様方にお示しさせていただければと考えております。

○千葉会長 事務局に意見を尋ねようとしたときに、松井委員が手を挙げようとしたんですね。どうぞ。

○松井委員 もう最後なのかなと思いましたので、要望いたします。

これを見ると、防犯力の向上や意識の向上もよくわかりますし、環境の整備もよくわかります。でも、一番の根本は人づくりではないかと思うのです。言い方は悪いですが、いわゆる犯罪をさせない人づくりです。それを言葉にしてしまったら弊害も生まれるのでしょうか、いかに犯罪をする人を減らすかというか、犯罪をさせない人間をつくるかを含めた防犯力の向上という意味合いを持たせていただけたらと思います。

子どものうちからの教育の中にそういうことがあればと思います。社会、人間世界の中で一人の人間としてどう生きるかを皆さんがきちんとわかれば、多分、犯罪はなくなっていくのではないかなんて甘い夢を僕は持っているのですが、そんなことも含めてお願いしたいなと思います。

○千葉会長 今、松井委員からお話が出ていましたけれども、どうしても言い足りなかったことですね。ほかの委員もそういう方がいらっしゃるのではないかと思います。仲委員もばたばたしているのではないかと思います。

○仲委員 資料5の42ページにあります成果指標についてです。

成果指標も少し工夫されて、こういう新しい指標も入れて成果を見ていくということですが、今見直しをしているものをあらわし得るのかについては不安なところが少しあるのです。

例えば、安全になれば、安全に関する活動は減るかもしれません。むしろ、不安が高け

れば高いほど防犯に関する意識は高まるかもしれないとかいうようなことがあると思います。ですから、札幌市の安全を本当に反映する指標になっているのか、あるいは、ストレートにこういう指標やこういう値が上がるのが安全だということをあらわしているのかわかりにくいと思うのです。

これをうまく測定するためには、最初の話に戻るのですけれども、いろいろな指標をあわせてとられて、こういう場面ではこうなる、こういう地域においてはこうだったのがあなあったというふうに限定的に見ていくことが重要なのかと思います。

もう一つは、もしかしたらもう既にあるのかもしれませんが、防犯基本知識テストみたいなものをつくって、出前授業などのいろいろなプログラムの前と後で簡単なテストをやって、参加した人たちの態度が変わっているかを事前事後で見ていくことが重要かと思いました。

○千葉会長 ありがとうございます。

指標をどこにとるかもかなり厄介ですね。恐らく、どこの分野でも同じではないかと思っています。それによって計画づくりは変わってきますから、仲委員もそのあたりを考えてみていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○善養寺委員 松井委員の言葉を受けて申し上げたいと思います。

こういうことをお話し合いしたり事務局と打ち合わせをしたりしていると、大事なものが何か抜けている気がするのです。やはり、加害者を何とかしないと犯罪はならないだろうということです。加害者に対する政策は、すごくつくりづらいし、松井委員が言うように人づくりしかないのだろうと思います。結論はそうなのかもしれないけれども、防犯教育をしながら心を育てていくというファクターも絶対必要なのだろうと感じました。

○木村委員 今の意見に刺激されました。

本当にそうだなと思います。加害者を生み出さない社会のために、私は子どもの教育にかかわっていますので、全ての人大切にされる社会という意味での人権教育、そして、孤立しない社会、つながっているコミュニティということがこの中にも書き込まれておりますし、それが目指したい札幌市の姿だと思います。

○千葉会長 ある意味での理念ですね。

藤本委員、どうぞ。

○藤本委員 今のことにちょっと関連して、ここで話ししている犯罪とはどういう犯罪なのかということです。一般的に、犯罪ではない犯罪が非常に多いのです。それはマナーをきちんと守っていればそういうこともないのだと思います。

例えば、信号を渡るときに、赤信号でも平気で渡ります。見ていますと、言ったら悪いのですけれども、女性の7割くらいは信号無視をして渡ります。あるいは、自転車のマナーもあります。そういうようなことが指標になるわけです。そういうことを子どもたちが見ていると、ああ、大丈夫なのだなというようなことがありますので、そういう教育が

非常に大切ではないかと思っております。

私は、保護司をしまして、北海道万引き対策の会議のメンバーになってはいますが、万引きは犯罪ではないと思っっている方が非常に多いのです。ポスターには、万引きは立派な犯罪ですよというポスターを最近つくってあちらこちらに張ったり、あるいは、そういうことを啓発していこうと訴えています。万引きをしても大したことはない、犯罪ではないという意識を子どもも大人も非常に持っていますので、今回の犯罪のない明るい社会の中でそういうことにも取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

施策はいろいろとあるかと思うのですが、そういう小さなところを見逃さないで指導していただければ非常にいいのではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○奥谷委員 資料5の16ページの棒グラフの一番上と二つ目です。

このアンケートでは、半分ぐらいの人たちが参加したいという意思表示をしていますね。こういうことがわかれば参加したいということですから、ぜひ区ごとでもいいですし、誘うような簡単な事例集がホームページにでも載せ、ちょっとしたきっかけでこういう方たちが入って活動していただければいいと思います。

きょう防犯活動をするということではなく、毎日のふだんの生活の中に入り込んでいくことがとても大事だと思うのです。ぜひ活動に参加しやすい体制を、そのうちの一つがそういった事例集で、この団体の活動にはどういう方たちがどういうふうにしたら一緒にやれるのかという情報提供が欲しいと思います。

○事務局（押見区政課長） 今、奥谷委員からご指摘をいただきましたが、まさに情報発信が足りない和我々も思っております。

地域の防犯活動は、まちづくりセンターを単位とする連合町内会単位の活動が多いのかなと我々も実感しておりますので、そういう単位での情報発信をもう少し促進していく必要があると思っております。

日常的な取り組みは我々も大事だと思っております、よくやっておられますが、ワンちゃんを散歩して歩くときのワンワンパトロールでは背中にマークをつけたり、自転車の前側には地域の安全・安心パトロールという紙を張って回ったり、あるいは、腕章をつけて回るだけで、この地域は安全・安心に関して非常に高い地域だと泥棒が思えば、その地域には多分入らないのではないかと思います。ですから、そのような取り組みが非常に大事だと我々も考えておりますので、そういったことについての事例集みたいなものに取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木委員 またもとに戻るような感じですが、犯罪情勢の捉え方についてちょっと気になることがあります。

刑法犯の認知件数は2万件を下回り、窃盗犯は大半を占めているけれども、大幅に減少とありますね。しかし、前年と比較して、窃盗犯の中の空き巣は減っていないのです。ひったくりもそれほど数は減っていないと思います。

空き巣というのは、人のいないところに入ってとるということですから、人と出くわした場合に、強盗に発展する可能性がある危険な犯罪だと思うのです。ひたたくりもそうです。手段によっては路上強盗と紙一重ぐらいのものもあります。

ですから、件数が減ったからといって必ずしも安心してられないのではないかと思います。こういう危険な犯罪は現実に減ってはいないというところが気になるものですから、言わせていただきました。

○千葉会長 大きな犯罪につながるので、おろそかにはできないという意味ですね。

そろそろよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、きょうは見直し案について皆様方から幅広く意見を出していただいたかと思えます。

本日、委員の皆さんから出していただいた意見を反映させる形で基本計画の見直しに係る答申案を今度は事務局から示していただいて、それをもとにした検討を次回に行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、異議がないようでありますので、基本計画の見直しに係る答申案の作成を事務局にお願いしたいと思います。

今の提案について、事務局から何か意見はございますでしょうか。

○事務局(押見区政課長) 先ほどと繰り返しになるかもわかりませんが、本日はいただきました意見につきましては、十分参考にさせていただき、基本計画見直しにかかわる答申案を私ども事務局で作成させていただきたいと考えてございます。そして、次回の審議会の際には、この答申案について皆様にご審議をしていただきたいと思いますと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次回につきましても、委員の皆様には資料を事前にお送りしたいと思いますので、あらかじめ目を通していただければありがたいと思います。よろしくお願ひを申し上げます。

○千葉会長 次に、次第2です。

各委員からこれまでの議論全体を振り返って意見、あるいは、質問がございましたら出していただければと思います。もう皆さん方は言い尽しているのではないかという感じはしておりますので、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局(浅野地域振興部長) 千葉会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

今回は、事務局で作成をいたします基本計画の見直しに係る答申案について審議をしていただきたいと思います。

最後に、次回の開催日につきまして調整をさせていただきたいと思います。

○事務局（押見区政課長） それでは、第3回目の審議会日程を調整させていただきたい
と思います。

現在、私どもで考えてございます候補日は、11月11日の火曜日、11月13日の木
曜日、11月14日の金曜日、いずれの日の午後を候補日として用意してございます。皆
様方のご都合の悪い日がもしございましたら、この場でご発言いただければと思いますが、
いかがでしょうか。

[次回審議会の日程調整]

○事務局（押見区政課長） それでは、改めて事務局で調整をさせていただきますので、
追ってまたご連絡させていただくことになります。どうぞよろしく願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、これで第2回目の審議会を終了いたします。

本日は、皆さん、大変ありがとうございました。

以 上